

退職金規程

(適用範囲)

第1条 財団法人大阪科学技術センター(以下「財団」という。)事務局職員(以下「職員」という。)が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この規定の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職金を支給する。

(普通退職の場合の退職金)

第2条 次条に規定する場合を除くほかは普通退職とし、この場合の退職金は、満2年以上勤続したのちに退職する者に対して支給する。

2 支給額は、その者の退職前1年間の基本給の平均額に、その者の勤続年数を乗じさらにその勤続期間に対応する支給率(別表)を乗じて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職金)

第3条 組織の改廃等財団の運営上やむをえない事由により退職した者または業務上の傷病もしくは死亡により退職した者または会長がこれに準ずるととくに認める事由により退職した者に対する退職金は前条の額に2を乗じて得た額とする。

2 勤続2年未満の者に係る退職金は、その者が満2年勤続したものとみなして算定した額とする。額の算定にあたってその者の退職前1年間の基本給の平均額が算出できない場合は、現に勤続した期間の基本給の平均額によるものとする。

(退職金の増額)

第4条 在職中とくに功労があった者で、特別の考慮をはらう必要があると認められる者については、この規程に定める退職金に、なお増額して支給することができる。

(退職金の不支給)

第5条 就業規則に規定する懲戒解雇の処分を受けた者に対しては、退職金は支給しない。

(勤続期間等の計算)

第6条 退職金の算出の基礎となる勤続年数の計算は、職員に採用された日から退職の日までの期間とする。ただし、就業規則に定める休職期間は、勤続年数に算入しない。

2 勤続期間に1月未満の端数日数が生じた場合は、15日以上は1月、15日未満は0.5月にそれぞれ切り上げる。

3 勤続期間に1年未満の端数月数が生じた場合の支給率は、端数切上年数と端数切捨年数にそれぞれ対応する支給率の差の12分の1を端数月数に乗じて算定する。

(遺族の範囲および順位等)

第7条 第1条に規定する遺族の範囲および順位等は、労働基準法施行規則第42条から第45条までを準用する。

(支給の方法)

第8条 退職金は一括払いとし、退職後1月以内に支給する。

2 退職金に100円未満の端数円が生じた場合は、その端数円を100円に切り上げて支給する。

(補則)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規程は、昭和49年12月31日から施行する。

附則

1 この改正規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

1 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 「退職年金支給規程」(昭和57年4月1日施行)は廃止する。

<別表>

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1		15	1.340	29	1.770
2	0.500	16	1.370	30	1.830
3	0.560	17	1.400	31	1.860
4	0.620	18	1.430	32	1.890
5	0.700	19	1.460	33	1.920
6	0.800	20	1.500	34	1.950
7	0.900	21	1.530	35	2.000
8	1.000	22	1.560	36	2.000
9	1.100	23	1.590	37	2.000
10	1.210	24	1.620	38	2.000
11	1.235	25	1.650	39	2.000
12	1.260	26	1.680	40	2.000
13	1.285	27	1.710	41	2.000
14	1.310	28	1.740	42	2.000